

令和4年度 南魚沼市立ゆきぐに大和病院医療事故等の公表について

ゆきぐに大和病院では、医療の透明性を高め、市民・患者様の知る権利に応えるなど、社会的責任を果たすことを目的として、「医療安全公表基準」を策定いたしました。この公表基準に基づき、令和4年度の医療事故等を公表いたします。

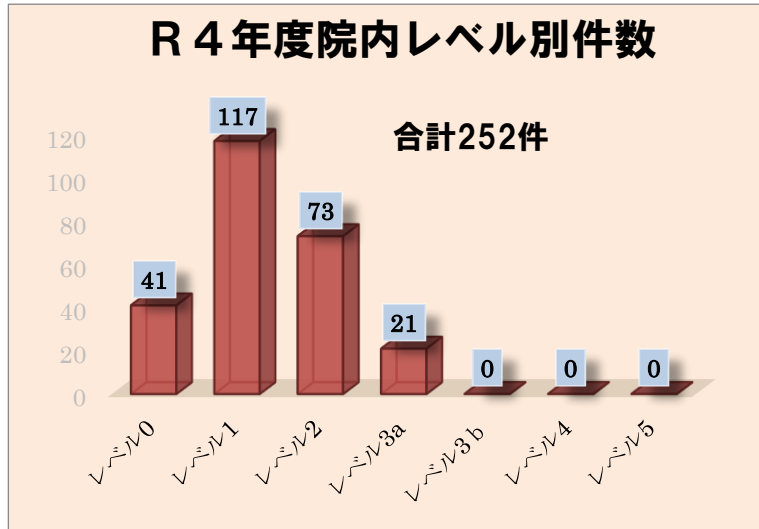
令和5年9月1日

南魚沼市立ゆきぐに大和病院

病院事業管理者 外山 千也

令和4年度 医療事故等発生件数（令4年4月1日～令和5年3月31日）

1. インシデント・アクシデント報告件数及び報告内容



内 容	件数
転倒・転落	50
薬剤に関するもの	88
輸血に関するもの	2
治療処置に関するもの	12
医療機器・医療器材に関するもの	5
ドレーン・チューブに関するもの	27
検査に関するもの	20
療養上の世話	22
その他	26
合 計	252

2. 代表的事例と対応策

患者影響度	代表的事例	対応策
3 a	COVID—19、細菌性肺炎で入院中の患者。入院時に酸素飽和度の低下あり。額に付ける型のパルスオキシメーターを使用していた。酸素飽和度の値が安定していたため、パルスオキシメーターによる持続観察を終了し額から外したところ、装着していた皮膚が潰瘍化していたため、医師に報告した。	パルスオキシメーターの装着部位の皮膚のアセスメントを行ない、1日1回は必ず皮膚状態を観察する。パルスオキシメーター「マックスファスト」の取り扱い説明書を看護手順に修正し、周知した。

医療事故等の分類 患者影響度の内容に応じて分類しています。

患者影響度	内 容
0	エラーや医薬品・医療用具の不具合があったが、患者へは実施されなかった。
1	身体への影響はない（何らかの影響を与えた可能性は否定できない）
2	軽度の身体障害がある（観察の強化、バイタルサインの変化、検査の必要性が生じた）
3 a	軽度の身体的障害があり、簡単な処置や治療を要した（消毒、湿布、鎮痛剤、皮膚の縫合など）
3 b	高度な身体的障害があり、濃厚な処置や治療を要した（バイタルサインの高度変化、骨折、手術、入院日数の延長、入院など）
4	身体的障害があり、後遺症が一生続く
5	死亡に至った